

市街化調整区域で住宅宿泊事業をご検討のみなさまへ

神戸市では、都市計画法に基づいて市域を市街化区域と市街化調整区域に区分して、計画的なまちづくりを進めています。農村地域の大部分を市街化調整区域に指定することにより、無秩序な開発を防いで市街化を抑制し、自然環境や農地を保全しています。

市街化調整区域では、原則として、開発行為や建築物の建築及び用途変更などは制限されています。このため、市街化調整区域において住宅宿泊事業を行う場合は、その住宅が建てられた経緯によっては、都市計画法の制限を受けることがありますので注意してください。

住宅宿泊事業の届出を行う前に

都市計画法の適法性を確認する必要があります。

住宅が建てられた経緯を調べる必要があるので、

次の書類を準備のうえ、下記のお問い合わせ先までご相談ください

い。

●確認書類の一例

- ・ 土地登記簿謄本
 - ・ 建物登記簿謄本
 - ・ 公図
 - ・ 建築確認を受けたことがわかる資料（建築計画概要書など）
- 法務局で入手

【お問い合わせ先】 都市局都市計画課 調整区域担当

(三宮国際ビル6階 TEL 078-984-0385)